

- 少子化の流れを変え将来の担い手である子どもを生き  
育てることを社会全体で支えるための仕組みをつくる。

## (2) 採るべき具体的行動

- 人口減少が本格化し始め、経済連携の動きが急速に進展する 2010 年代初頭までを「革新期」と位置づけ、人口の本格的減少に備え、既存の制度の無駄を排し、生産性拡大を可能とすべく 徹底的な制度の革新を実施する。そのできる限り早い時期、中でも重点強化期間（2005 年度～2006 年度）において構造改革を飛躍的に進めるべく集中的に改革を行わなければならない。
  - 「革新期」での制度改革の成果が徐々に顕在化することと並行して、民間主体の慣行や仕組みなども、人口減少・超高齢化などに対応したものへと転換し、社会が変容していく。こうした制度の革新や社会の変容を経て、構造が環境変化に対応して自律的に変わっていく「構造進化」への発展が展望できる。
  - 目指すべき将来像の実現には必ず何らかの費用がかかる。そうした費用は、受益者あるいは社会全体で適切に負担する。次世代に費用負担を先送りしない。
  - 社会の年齢構成の急激な変化によるゆがみを緩和するべく、世代を超えて連携する。
- ① 開かれた文化創造国家となるために
- ア 人間力を高める教育を築く
- 教育の多様な選択肢を実現する。
    - 国が基本的な教育の大枠を示した上で、地方や民間の裁量の余地を拡大できるよう制度を弾力化させ、利用者が選択できる多様な教育サービスを地方や民

間が提供していく仕組みを構築する。

- 意欲・能力ある者への奨学金など個人に対する直接補助方式での支援策を一層拡充する。
- 多様な教育機関の間の役割分担を踏まえ、原則として対等な競争条件を整備する。

○ 初等中等教育を改革する。

- 義務教育段階においては学力を身に付けるのに十分な授業時間を確保するとともに、基礎的な論理的思考、表現力、実証的精神などを培うことに重点を置く。習熟度別指導、少人数指導や発展的・補充的な学習の推進により学力の向上を図る。
- 実践的な英語学習を徹底するとともに、中学・高校で、英語だけでなく中国語や朝鮮語なども選択可能とする。
- 教員の質を向上するため、教員の資格を更新制にしたり、専門職大学院の活用を含め社会人からの幅広い登用の道を開く。

○ 高等教育を再強化するとともに、再教育機会を確保する。

- 企業が経営するものも含めた多様な大学や専門職大学院など再教育機会を提供する。
- 大学と企業の双方による「教育における産学連携」を進め、実践的な経営経験と知識教育の両輪で若手経営者を育成する。
- 文化創造やイノベーションを支える専門的スキル<sup>26</sup>に対する知識教育の場を整備する。

イ 知的基盤を確立し、イノベーションを広げる

- 「科学技術創造立国」を実現する。情報通信、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、環境などの技術開発

<sup>26</sup> 例えば、日本が強みを発揮できそうな様々なコンテンツ分野など。

を進める。

- 特に、環境と経済の調和を重視し、省エネルギー・新エネルギー・環境に関する技術を国際競争力・国際発信力の大きな柱の一つとする。
  - 全公用車・準公用車の環境配慮型自動車化などのモデル・プロジェクトを通じて、イノベーションの普及を図る。
- 日本で開発された知的財産を世界市場での標準とするために、コンテンツの創造や保護及び活用を図り「知財立国」を実現する。
- 「世界の知的開発拠点」の実現のため、日本と諸外国の間の知的共同作業を含めた文化・知的交流を促進する。
- 生産現場などで多くの知識や経験を有するシニアが「ものづくりインストラクター」として、その知見や経験を社会の他の分野に広げる仕組みをつくる。
- 法律、金融を含めたあらゆる分野において、専門家と利用者の橋渡しを行い、必要な技術や情報を一般の人々が活用できるようにするためのコーディネーターを育成する。

#### ウ 財・人・資本の円滑な流れを確保する

##### a 東アジアの持続的な経済発展に貢献する

- 東アジア域内における、財・人・資本などの自由な流れを確保するため、F T A・E P Aの締結を進め、東アジアの経済統合を進める。その際、A S E A N + 3（日・中・韓）における経済統合を優先させ、更に周辺諸国に広げていくのが現実的であり、ここ 1～2年にスピード感を持って取り組む。
- 経済統合を推進するため、東アジア域内における地域金融協力を進めるとともに、A S E A N諸国に対して発展段階の差に応じ、中所得国に対しては、金融・資本市場の整備などへの技術支援、低所得国に対しては、市場経済体制の基盤整備を重視した支援を行う。

b 外国人労働者の積極的かつ秩序ある受け入れを行う

- 広義の資格・技能を持ち、仕事や生活にあたって不自由のない日本語を修得した外国人には原則日本での就労を可能とする。このため、入国・就労の資格となる技能を大幅に拡大する。
  - 育成すべき職種について資格を大幅に拡大し海外での取得を可能とする。その上で当該資格を取得した外国人の入国を認める。
  - 少子高齢化の中で需要が高まるとみられる職種（介護士、看護師、医師など）については、積極的に就労の機会を提供する。
- 不法労働者の増加を防ぐため、入管制度と就労管理を一体化する。留学先教育機関、企業に対して労働者の就労資格を定期的にチェックすることを義務付ける。
- 日本人労働者と同様の能力と経験などを持ち同様の仕事や役割を担う外国人労働者を雇用条件において差別しない。
- 外国人に対し、医療保障や子どもの教育機会を確保する。
- 能動的な働きかけにより人材の誘致を図る。
  - 日本語や日本の社会・文化についての教育活動を海外に向けて積極的に展開する。
- c 強い農業を目指す
- 農業の支援については、関税などの国境措置から意欲と能力ある担い手を対象とする直接支払に移行する。多様な担い手による産業としての農業の効率化、競争力の強化を目指す。製品の高級化や特化により、高品質の農産物・食品を世界に輸出する。

## エ 地球規模の課題の解決において主導的な役割を果たす

- 地球環境問題に対処するため、京都議定書の後継となる国際的枠組みについては、主要排出国と途上国の全員参加型の取り組みとなるよう、主導権を発揮し合意形成を目指す。日本はアジアにおける京都議定書の付属書 I 国<sup>27</sup>として、東アジア諸国が参加できるような制度設計を主導する。
- 環境と調和のとれた開発のため、ODA（政府開発援助）や他の環境政策を適切に組み合わせることで、世界の開発外交、環境外交において積極的な役割を果たす。
  - 持続可能な開発を進めるために、日本は省エネルギーや環境対策を推進した経験を活かし、そのノウハウや技術の移転・協力・開発などを積極的に進める。
- エネルギー不足や地球環境問題へのアジア地域全体としての対応力を高め、地域協力を推進するため、日本がイニシアティブを取って、エネルギー・環境問題に共同して対応する枠組みを形成する。
- 発展途上国へのODAは、2030年に向けた日本の援助の哲学を示すものであり、ODAに関する国際的動向を踏まえ、被援助国の発展支援や日本の国際的役割の観点から、効率化を進めつつ、戦略的拡充を図る。

## オ 安定的な国際関係を構築する

- FTAやEPAの締結や地球環境問題などの国際的枠組みづくりを始めとした国際的諸課題の解決に積極的に参画する。その際、国連改革の議論が急速に進展する中で、安全保障理事会常任理事国となることは国際社会全体の運営に参画する重要なステップと位置づけられる。

<sup>27</sup> 京都議定書において、温室効果ガス削減の数値目標が課せられている国。

- アメリカとの協力関係と日米同盟を引き続き重視し、互いに率直な意見交換を行いつつ、アジアや世界の問題解決に協力する。
- 東アジア協力の要である日中関係については、前向きでより長期的なそしてアジア全体の共同利益の観点から協調関係の強化を目指す。また、東アジアのその他諸国との友好関係を積極的に維持発展させる。
- 国際的安全保障環境改善<sup>28</sup>のため、紛争の事前防止に重点を置いた「予防的安全保障」の観点から、官民による積極的な国際的平和協力活動を行う。

#### カ 効果的な対外戦略のための体制を整備する

- 対外交渉における効果的な意思決定メカニズムを構築するため、省益を超え、国益の観点から戦略的・機動的に対応できる体制を確立する。
- 専門的知見を有し、語学力や交渉力に優れ、外交を主導したり、国際機関で通用する人材を育成・確保する。
  - 国際機関と国内の職場との移動性を高める。

### ② 「時持ち」が楽しむ健康寿命 80 歳社会の実現のために

#### ア 健康で生き生きとした生活を実現する

- 若い頃からの健康管理、疾病予防（特に生活習慣病）と疾病にかかった後の生活管理を進めるなど健康維持と病気の予防に重点がおかれる。
- 延命医療のあり方、生存のための生前の意思表示（いわゆるリビングウィル）なども含めた生と死の問題について、議論の場やそのための分かりやすい情報が提供される。終末期医療のあり方も見直される。

<sup>28</sup> テロリストなどの非国家主体からなる脅威と、国家間紛争に起因する伝統的な脅威が併存するなどの複雑な安全保障環境を改善しようとするもの。

## イ 多様な個人の選択を支援する

- 健康寿命 80 歳時代を踏まえ、意欲と能力に応じて年齢に関わりなく働ける多様な就業形態を可能とする労働市場を整備する。
  - 年齢を基準とした賃金制度や過度な雇用保障などを見直す。
  - 10 年から 15 年程度の有期雇用契約や短時間の就労形態など雇用契約の多様化を図る。
  - 専門的な技能や知識を持った高齢者が自営業者としてチームを組む事業協同組合型ワーク・モデルを確立する。
  - 高齢者の就労意欲を損なわない年金制度や税制を実現する。
- 生涯二転職四学習<sup>29</sup>が可能となるように各種制度を設計する。
  - 転職で不利にならない税制や企業年金などを実現する。
  - 大学院での勉学機会を広げるため、仕事や家庭と勉学を両立できるパートタイムの大学院生が参加しやすい環境を整備する。
- 多様な働き方や家族形態の選択に対して中立的な税制や年金制度などを確立する。
- 子育て、教育、健康、医療・福祉など、利用者の多様かつ個別のニーズに合致した質の高い生活サービスを多様な主体が提供できるように、徹底的な規制改革を行う。
- 家族構成の変化や多様なニーズに合わせて自由な住み替えができるよう、中古住宅市場の整備、リバース・モーゲージ<sup>30</sup>などの活用などを進める。

<sup>29</sup> 生涯の間で 2 回転職し、就職前、転職の間の 2 回、引退後の計 4 回の機会に学習する。

<sup>30</sup> 将来の住宅売却を担保とした借入れ。

## ウ 安心安全を確立する

### a 治安を回復する

- 警察は犯罪者の検挙など警察にしかできないものに重点を置き、交通警察業務など民間にできるものは民間に開放するなど、警察業務の集中と選択を進める。
- 地域社会の安全を維持するため、自治会・管理組合・ボランティアなどとの協力体制や家庭の防犯体制などを構築する。その際、地域活動のリーダーの育成や活動に必要な情報の提供などを行う。
- 犯罪者更生のため教育訓練・職業紹介・福祉などが連携する。
- 各国の治安の向上とグローバルな犯罪の解決を図るため、各国の治安機関との協力を進める。有効な法整備や水際での警備の強化など入国管理機能を強化する。

### b 格差の固定化を防ぐ

- 人間力向上のための場を確保する<sup>31</sup>とともに、向上への取組の支援を充実する。
  - 学校教育において社会参画への関心と意欲を高めるような指導を充実する。
  - 能力開発に対しては、時間的支援はもとより、税や奨学金等の経済的側面についてもライフステージなど、個人の状況に対応した支援を充実する。
- 教育・雇用を始めとした機会の平等を確保する。
  - 雇用機会の均等、及び同一労働・同一賃金の原則を確保する。常用・非常用雇用の労働条件面での均衡を図る。
  - ベンチャー・ビジネスなどを通じて起業家が再挑戦しやすい環境をつくる。

---

<sup>31</sup> P19(2)①ア 人間力を高める教育を築く、P25②イ 多様な個人の選択を支援するなどに掲げたものも含む。



c 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

- 団塊ジュニア世代が 30 代にある今後 5 年程度の間に集中して、安心して子育てができる環境が整備されるよう総合的な政策を多面的に展開する。
- 社会保障制度の一体的な見直しの中で、子育て支援を拡充し、高齢者に偏っている資源配分の比重を移すとともに、子育て世帯への税制面の対応を充実する。
- 産前休暇の延長に加え、子どもの成長、職種・業種などに応じて育児休業を男女共に柔軟に取得できるようにする。育児休業後の職場復帰、いったん退職した場合の再就業が容易になるような環境整備を進める。安心して利用できる多様な子育て支援サービスを提供する。
- 地域社会において出産・子育てに関するコーディネーターを設けるとともに、妊娠から出産・子育てまで地方公共団体や医療機関など関係者が一体となって支援するネットワークを構築する。

エ 地域社会を再生する

- 住民・企業・行政がパートナーシップに基づいて地域の課題に取り組む。
- ニートと呼ばれる人々に対して、社会的なつながりを回復させるため、個別の状況に応じた持続的な支援を実施する。
- 地域や子育て支援団体、行政が連携して、すべての親に対するきめ細やかな家庭教育に対する支援の充実を図る。
- 小学校や中学校において、地域や企業などの協力の下、長期的に継続した職場体験などを行える仕組みをつくる。

### ③ 豊かな公・小さな官の実現のために

#### ア 小さく効率的な政府を実現する

##### ○ 官の効率化を図る。

- 官は、市場では提供され得ないサービス提供に業務を限定する。1サービス1行政機関<sup>32</sup>を原則として国、都道府県、市町村間の業務の重複を避け、政策主体の簡素化・一元化を実現する。
- 人口や経済社会の変化、それに伴う公共サービスへの国民のニーズの変化に対応して、歳出構造の見直しを進める。
- これまで官により運営されてきた分野であっても、民営化や規制改革を行ったり、定期的な市場化テストにより不断に官が行うことの挙証責任を問う。
- 客観的事実証拠に基づく政策により、説明責任を果たす。
- 民の人材の積極的活用や官民の人材の相互交流により、専門性の高い人材を育成・活用する。

##### ○ 将来世代への負担の先送りを回避するとともに、経済の安定性を損ない民間部門の重しとならないように財政再建を図る。その際、明確な財政運営ルールや目標を確立し、財政再建に対する国民・市場の信頼を高める。

- 長期にわたる歳出歳入構造の見直しの第一段階として、2010年代初頭までに国と地方の基礎的財政収支<sup>33</sup>を黒字化する。
- 2010年代初頭以降は、小さくて効率的な政府を維持する。併せて、基礎的財政収支の黒字を維持し、公債残高（名目GDP比）を引き下げる。
- 政府の提供すべき行政サービスの範囲とそれを賄うために必要となる最低限の国民負担のあり方を、国

<sup>32</sup> 国と都道府県と市町村との間の事務・事業の重複を無くそうという考え方。

<sup>33</sup> 「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支。プライマリー・バランスのこと。

民的議論を通して一体的に吟味し、選択する。

- 安定的なマクロ経済運営を行うための基本は金融政策である。望ましい物価上昇率<sup>34</sup>を安定的に維持するため、物価安定数値目標による金融政策の枠組み（インフレーション・ターゲティング）の導入を検討する。

#### イ 社会保障制度の持続可能性を高める

- 経済成長を大きく上回る給付の増大と、世代間の受益と負担の差の拡大を放置すれば、制度の維持は困難である。今後2年程度の間に集中的に社会保障制度改革の検討を進め、その結論を踏まえ制度の持続可能性を早急に高める。
- 世代間の公平に配慮し、高齢者の世代内扶助、世代内所得再分配の強化などを通じて、若年世代への依存を低下させる。
- 自立支援（健康増進、就労支援）型の社会保障制度に切り替える。

#### ウ 地域主権を確立する

- 地方分権を徹底し、地域住民が自らの判断で地域における最適な行政を選択できるようにする。
  - 国の補助事業の範囲を大幅に縮小し、地方公共団体が自らの判断と責任において必要とされる事業を実施できるようにする。
  - 政策評価、事業の事前評価を実施し、住民に対する徹底した情報公開を進めるとともに監査機能を充実させる。
- 国と地方の関係を見直し道州制を実現する。

<sup>34</sup> 物価統計の特性、デフレ・リスクへの考慮、また、他の先進国における経験などを踏まえ、例えば消費者物価上昇率で2%台といった、一定の物価上昇率を検討することが考えられる。

- 基礎自治体は人口30万人規模の地域を前提<sup>35</sup>とする。  
担うべき行政権能は、自治体の人口規模や選択に基づいて定めることができるようにする。自治体の権限に応じて税財政制度面の自立性を高める。
- 他地域との連携を強化して集住・集積の利益を活用する。
  - 人口が安定的に推移する地域では、既存ストックを活かした「コンパクトなまちづくり<sup>36</sup>」をより一層推進する。生活者の視点に立ち、バリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>37</sup>などを進める。
  - 人口が著しく減少する地域（過疎地域やゴーストタウン化が懸念される大都市圏郊外部のニュータウンなど）ではコミュニティが今後とも維持される地域などへの集約化を進めていく。

## エ 社会的な価値が創造される環境を整備する

- 国民の選択を通じたNPOなどへの公的助成を進める。
  - NPOなどが行う公益活動に対し、徹底した情報公開を前提に、個々の住民が一定の範囲で税金の用途を割り当てることができる公的助成制度をつくる。
  - 個人の寄付に基づく信託（トラスト）<sup>38</sup>をNPO法人などが形成し、優遇税制を適用する。
- 都市整備、地域振興、教育、文化などこれまで官に依存していた分野でも、社会投資ファンドの活用により国民の側に立った投資を行う。

<sup>35</sup> 離島や面積が極端に広大になる過疎地域を除く。

<sup>36</sup> 土地の利用密度を高めるとともに、多様な都市機能の集積を図る。

<sup>37</sup> 設計段階からすべての人々が共通して利用できるようなものや環境を構想したもの。

<sup>38</sup> 一定の目的に従って他人に財産の管理又は処分をさせること。信託法においては、「委託者が信託行為によって他人（受託者）に自己の財産権を帰属させ、同時にその財産を一定の目的に従って社会あるいは自己あるいは第三者のために管理・処分させること（信託法第1条）」と規定されている。

## オ リスクをチャンスにつなげる金融を実現する

- リスクが適切に評価され投資家や金融機関の間で適切に分担されるように、間接金融偏重を是正し、多様な金融チャンネルを育てる。
- 企業統治の改善などを通じ、企業と民間金融機関・投資家の間に規律ある関係を構築する。
- 郵政民営化を始めとした金融改革により金融資産を有効活用する。

## カ 法意識を醸成するとともにルール（法）の実効性を確保する

- 法を与えられたものとして、その枠組みの中で経済社会の運営を考えるのではなく、実現しようとする経済社会に合わせて法のあり方を見直していく。
- 法に関する情報や法的サービスを容易に利用できるように、総合的な法律支援ネットワークの整備を急ぐ。

## 3. 2030年の経済の姿：機会に充ち躍動する経済

2. で述べたような戦略と行動の下で実現される、目指すべき将来像を支える経済の姿は、個人の能力向上への取組やイノベーションを通じて生産性が上昇し、信頼される市場が成立しており、公正な競争の下に参入と革新が継続する機会に充ち躍動する経済となることが展望される。

## (1) 経済全体の姿<sup>39</sup>

### ① 供給面：労働生産性上昇による成長の維持

- 多様な働き方が可能になる労働市場が整備されることにより、高齢者などの労働力率<sup>40</sup>の高まりが、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少を一定程度相殺する。民間設備投資の伸びに支えられて資本装備率<sup>41</sup>の伸びがやや高まるとともに、技術革新や資源配分の効率化により、全要素生産性の伸び<sup>42</sup>は現在<sup>43</sup>よりも高まり、1990年以降<sup>44</sup>の平均程度の伸び（1%弱程度）になると見込まれる。その結果、労働生産性は2%強上昇する。
- このように、労働生産性の上昇に支えられて、実質GDP成長率は1%台半ばの伸びとなる。

### ② 需要面：新しい消費需要と投資の拡大

- 高齢化に伴う健康・医療分野、職業訓練や生涯学習など教育・訓練分野、家事・子育て支援サービスなどにおける新しい消費需要が拡大する。また、投資については、新しい消費需要への対応、国際的な競争力の確保、労働力不足や高齢者雇用拡大への対応、環境・資源エネルギー問題の克服に向けた投資が拡大することが見込まれる。

<sup>39</sup> 本項の計数は、改革の先に実現する2030年の経済の姿についてより具体的にイメージできるよう、経済財政展望ワーキンググループにおいて他のワーキンググループの議論も参考にして取りまとめたものに基づいている。長期展望という性格上、不確実な要素が多く、様々な前提を置いた試算であることに留意する必要がある。労働生産性伸び率、実質GDP成長率、一人当たり実質GDP及び実質消費の伸び率については、2021年度～2030年度の年平均変化率。

<sup>40</sup> 労働力率とは、15才以上人口に占める労働力人口（就業者と仕事を探している人の合計）の割合。

<sup>41</sup> 資本量の労働量に対する比率。

<sup>42</sup> 経済の成長の中で、資本や労働といった生産要素の投入の増大では説明できず、技術進歩、資本・労働の質的向上、資源の効率的な配分などにより担われる部分。

<sup>43</sup> 1999年度から2003年度のこの5年間の全要素生産性の年平均変化率は0.3%程度。

<sup>44</sup> 金融不安の見られた1997年度、1998年度の両年度を除く。

③ 一人当たりで見た姿：高い生活水準を維持

- 一人当たり実質GDPはマクロで見るとより高い2%程度の伸びとなり、一人当たり実質消費も同様に2%程度の伸びとなる。その結果、一人当たり消費額は2005年度の約230万円から、2030年度には約380万円(2005年価格)まで高まる見込みであり、高い生活水準を維持することが可能となる。一人当たりの金融資産や資本ストックも増加する。

④ 貯蓄投資バランス：グローバルな投資立国へ

- 家計部門は高齢化に伴う貯蓄率の低下により黒字幅が縮小する。法人部門においても投資が堅調に伸びることに伴い黒字幅は大幅に縮小していく。政府部門は2010年代初頭に国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成し、その後も小さくて効率的な政府の構築に向けた取組を進めることから、その赤字幅が縮小する。
- 対外部門の黒字、すなわち経常収支黒字はGDP比で緩やかに低下するものの、その変化は緩やかであり、黒字が維持される。内訳を見ると、財・サービス収支が、好調な内需を背景に輸入が増大し赤字に転じるが、所得収支<sup>45</sup>の黒字はGDP比で拡大すると見込まれる。中国を始めとする東アジアへの直接投資が拡大し、そこから生じる収益が拡大するといった状態が想定され、これまでの「輸出立国」から、優れた経営資源や技術を活用しグローバルに投資活動を行う「投資立国」へと発展していく。

<sup>45</sup> 国際収支表上で、居住者・非居住者間の「雇用者報酬」、「投資収益」の受取・支払を計上する勘定。

## (2) 産業・就業の姿<sup>46</sup>

- 日本の製造業は、数多くのフロントランナーがイノベーションを主導する中で高い生産性の伸びを確保することで、アジア諸国に対する競争力を維持し、製造業の生産<sup>47</sup>は年率0.8%程度増加する。非製造業の生産は、所得の増加がサービス需要を拡大することから、製造業を上回り年率1.5%程度で増加する。その結果、産業別のGDPに占める非製造業の割合が上昇する<sup>48</sup>。
  
- 製造業がイノベーションを反映し、より労働節約的になるため、非製造業の雇用に占める割合が増大する<sup>49</sup>。

<sup>46</sup> 競争力ワーキンググループにおける試算に基づく。年率の計数は2000年～2030年の年平均変化率。

<sup>47</sup> GDPベース。

<sup>48</sup> 製造業は2000年の約24%から約20%。非製造業は2000年の約76%から約80%となる。

<sup>49</sup> 労働所得ベース。製造業は2000年の約20%から9%、非製造業は2000年の約80%から91%。



## むすび　－「構造進化」にむけて

本報告においては、今後四半世紀を展望し、この国の目指すべきかたちとそのための方策について提示した。初めに示したように、時代の潮流を直視せず改革を怠れば、厳しいシナリオが待っている。

時代に合った制度の革新を実現するため、できる限り早い時期、中でも重点強化期間（2005年度～2006年度）に集中的に構造改革を進めることが不可欠である。人口減少・超高齢化の下で活力ある経済社会を実現するには、人間力強化や技術革新による生産性の上昇、グローバル化を好機と捉えた最大限の活用、官の改革が鍵になる。世界を魅せる国は、国民一人一人の取り組みを通じて実現される。

そうした取り組みが成果をあげていくにつれ、制度が革新されるだけでなく、社会も変容していく。そこでは、目指すべき将来像に描かれているように、開かれた交流の下で個人や地域の自発的意欲、つまり志が生かされる仕組みが整い、環境変化に対応して構造がより柔軟により内発的に変化する、自律的な進化が展望できる。「構造改革」からさらに「構造進化」へと発展する潜在力がこの国にはある。

本報告が、国民各層あるいは政府がこの国の将来のかたちを考える際の糧として、活用されることを期待する。